

令和8年第3回定例会
新冠町議会会議録
第1日（令和8年9月8日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | | 行政報告（町長・教育長） |
| 第 5 | 報告第 6号 | 例月出納検査等の結果報告について |
| 第 6 | 報告第 7号 | 新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について |
| 第 7 | 報告第 8号 | 令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率について |
| 第 8 | 承認第 6号 | 専決処分について（令和8年度新冠町一般会計補正予算 7/21） |
| 第 9 | 認定第 1号 | 令和7年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第10 | 認定第 2号 | 令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について |
| 第11 | 認定第 3号 | 令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第12 | 認定第 4号 | 令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について |
| 第13 | 認定第 5号 | 令和7年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第14 | 認定第 6号 | 令和7年度新冠町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について |
| 第15 | 認定第 7号 | 令和7年度新冠町下水道事業会計歳入歳出決算認定について |
| 第16 | 会議案第6号 | 特別委員会の設置について（令和7年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会） |
| 第17 | 議案第36号 | 新冠町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第18 | 議案第37号 | 新冠町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について |

第 1 9	議案第 3 8 号	新冠町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び地域との共生に関する条例の制定について
第 2 0	議案第 3 9 号	新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例について
第 2 1	議案第 4 0 号	新冠町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例について
第 2 2	議案第 4 1 号	新冠町生活環境保全及びリサイクル推進に関する条例の一部を改正する条例について
第 2 3	議案第 4 2 号	新冠町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
第 2 4	議案第 4 3 号	新冠町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
第 2 5	議案第 4 4 号	新冠町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
第 2 6	議案第 4 5 号	令和 8 年度新冠町一般会計補正予算
第 2 7	議案第 4 6 号	令和 8 年度新冠町簡易水道事業会計補正予算

閉議宣告

◎出席議員（11名）

1 番	酒 井 益 幸 君	2 番	海馬澤 真紀子 君
3 番	長 浜 謙太郎 君	4 番	中 山 千鶴子 君
5 番	野 中 一 生 君	6 番	竹 中 進 一 君
7 番	秋 山 三津男 君	8 番	但 野 裕 之 君
9 番	武 藤 勝 國 君	1 0 番	武 田 修 一 君
1 1 番	氏 家 良 美 君		

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町	長	山 本 政 嗣 君
副 町	長	佐 藤 正 秀 君
教 育	長	下 川 徳 久 君
総 務 課	長	島 田 和 義 君
企 画 課	長	佐 渡 健 能 君
町 民 生 活 課	長	谷 藤 聡 君
産 業 課	長	鷹 觜 寧 君
保 健 福 祉 課	長	新 宮 信 幸 君

建設水道課長
 建設水道課参事
 農業委員会事務局長
 会計管理者兼税務課長
 診療所事務長
 特別養護老人ホーム所長
 管理課長
 社会教育課長
 総務課総括主幹
 企画課総括主幹
 町民生活課総括主幹
 町民生活課総括主幹
 産業課総括主幹
 保健福祉課総括主幹
 社会教育課総括主幹
 代表監査委員

関口英一君
 寺西訓君
 三宅範正君
 今村力君
 杉山結城君
 湊昌行君
 佐々木京君
 竹内修君
 小林和彦君
 楫川聡明君
 曾我和多久君
 下川広司君
 磯野貴弘君
 二本柳成児君
 坂元一馬君
 妹尾巨知君

◎議会事務局

議会事務局長
 議会事務局庶務係長

田村一晃君
 榊拓己君

(午前10時00分 開会)

◎開会宣告

○議長（氏家良美君） 皆さんおはようございます。
ただいまから令和8年第3回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（氏家良美君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は、御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、8番、但野裕之議員。9番、武藤勝圀議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（氏家良美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9月8日から9月14日までの7日間にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月14日までの7日間に決定いたしました。お諮りいたします。議案等調査のため9月9日、10日及び12日から13日までの4日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、9月9日、10日及び12日から13日までの4日間を休会することに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（氏家良美君） 日程第3、諸般の報告を行います。
町長から御手元に配付のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。
次に、第2回定例会において可決された「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林

業・木材産業施策の充実強化を求める意見書」、「道教委、これからの高校づくりに関する指針（改訂版）を見直し、全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書」、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元など教育予算拡充と豊かな学びを求める意見書」、以上3件は、関係機関に提出をしておきましたので、御了承願います。

次に、一部事務組合議会の開催状況については、御手元に配付したとおりですので御了承願います。

次に、本定例会の説明員として出席通知のありました者の職氏名は、御手元に配付のとおりですので、御了承願います。

次に、第2回定例会において可決された議員の派遣結果については、御手元に配付のとおりですので、御了承願います。

次に、閉会中の議会関係諸行事等の出席状況は、御手元に配付のとおりですので、御了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（氏家良美君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長及び教育長から行政報告の申出がありましたのでこれを許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 本日、令和8年第3回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄何かと御多用の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

議長から発言の許可を賜りましたので、令和8年第2回定例会以降の主要な行政の動向につきまして、項目の順に従いまして御報告を申し上げます。

はじめに、給付金事業の結果についてでございます。

町では、国の「強い経済を実現するための総合経済対策」に基づきまして、物価高騰による家計への負担軽減を図るために、2種類の給付事業を、繰越事業として実施してまいりましたが、6月末をもって全ての事務が完了いたしましたので、結果について御報告いたします。

まず1点目は、物価高騰対応家庭応援特別給付金事業でございます。この事業は、世帯主に対しまして、世帯員1名につき一律1万8千円を給付させていただくもので、予算段階におきましては対象を、4970人と見込んでおりましたけれども、決算数値といたしましては、4901人に対しまして、総額で8821万8千円の支給実績となっております。予算対比で98.6%の支給率でございました。

2点目は、物価高対応子育て応援手当事業となります。この事業は、児童手当支給対象児童の養育者に対しまして、子ども1名につき一律2万円を給付するものでございまして、予算段階では対象を750人と見込んでおりましたけれども、決算数値におきましては、634人に対し、総額で1268万円の支給実績でございました。予算対比で84.5%

の支給率となっております。

この事業では、児童数の把握ができない公務員家庭への対応を見込みまして、対象人数を多めに見込んだ結果、支給率がやや低くなったものでございます。

なお、両事業とも早期支給と支給漏れを防ぐために、プッシュ型による給付方法を取り入れましたほか、未申請者に対する周知活動を複数回行うなど、給付事務を推進してきたことも併せて御報告させていただきます。

次に、新冠町老人憩の家本館の閉鎖について、御報告いたします。

本施設は、昭和56年に高齢者の健康増進に加え、交流機会、活動機会の確保を目的に建設されて以来、入浴利用や各種団体の活動の場として、多くの皆様方に御利用を頂いてまいりました。

開設から40年以上が経過をいたしまして、利用者の減少が進んでいることに加えまして、施設の老朽化が著しく、特に、設備機器等の更新には、多額の費用を要する見込みでありますことから、昨年11月に、設備機器の故障で更新を要することとなった場合には、憩の家の本館を閉鎖することを方針化させていただきまして、利用者の皆様方にも周知した中で運営してまいりました。

そのような中、本年6月のボイラー保守点検におきまして、保守業者から早急な機器更新の必要性が指摘されまして、更新には約700万円の費用を要するとの報告を受けたことから、7月以降、入浴施設の利用を中止し、9月末をもって本館を閉鎖することといたしました。

施設の閉鎖に関しましては、事前に周知しておりましたことや節婦老人憩いの家など代替施設の利用が可能なことから、利用者への影響は、最小限であるものと捉えております。

今後におきましては、廃止しました施設の在り方につきまして、解体を含め検討を進めてまいりる考えであります。

次に、町が実行委員会事務局を担っております、にいかっぷふるさと祭りについて開催結果の概要を報告申し上げます。

今年のふるさと祭りは、7月18日、19日の両日におきまして、開催されまして、町内の祭りの統合後、30回目という節目の開催であったことから催しには、子ども向けのお菓子まきを企画するなど彩りを添える内容をもって開催する計画としておりました。

しかしながら、開催両日は悪天候に見舞われまして、市街地における2日間の降雨量が、93.5ミリを記録し、風速5メートルを超える強風などによりまして催物の野外開催が危険な状況であったために、18日の宵宮における俵担ぎレース、これは中止となりまして、翌日の催物も、歌謡ショーを除く全ての催しが中止となりました。

本年度のふるさと祭りは、催物の大部分が中止となる残念な結果となったわけですが、これらの判断は、お祭り両日の気象予報と状況、そして危険性を見極めたものでございまして、「人の安全には代えられない」という責任ある実行委員会の判断であったと捉えているところでもございます。

町の伝統行事であります、ふるさと祭りは、将来へ確実に引き継がれていかなければいけない行事の一つであります。

そのためには、長く愛されるお祭りであることはもちろんのこと、安全が確保されたお祭りであることが何より重要であります。

町といたしましては、実行委員会とともに安全を第一としたお祭りの運営を基本としながら、町民に愛され、次の世代へ受け継がれるお祭りとなるよう、連携した取組みを進めてまいり考えてございます。

次に、創業支援補助制度等を活用した事業支援について御報告申し上げます。

人口減少や少子高齢化が進む中、行政だけで地域課題を解決していくことは、年々難しくなっております。

困難な時代に直面する中、町は、民間事業者の持つ発想力や行動力を地域づくりの力として活用することを重要施策の一つと位置付けまして、本年度から創業や公共施設の利活用、更には地場産品の開発などへの支援を想定いたしまして、創業支援補助制度を創設して、民間事業の立ち上げを支援させていただいているほか、地場産業開発支援制度を拡充させることで、地域資源の開発に意を用いてきたところでございます。

そのような中、本年に入り 4 件の創業支援補助制度等の利用申請がございまして、審査会による審査を経て、補助採択させていただいたところであります。

補助採択となりましたのは、青年の家を活用した宿泊事業や、朝日の森を拠点とする香粧品の開発、販売事業、更には、新たに開院するペットクリニックなどの創業で、いずれも事業が始まった後には、町の活性化に資する事業と捉えております。

加えて、町内酪農家の方が自家製生乳を使ったチーズ等の生産を行うといった取組みに対しましては、地場産業開発支援制度の対象といたしまして、6 次産業モデルの構築として支援決定させていただいたところでございます。

先に申し上げましたように、人口減少社会におきましては、行政だけで地域課題に対応することに限界がある一方で、多様化する地域ニーズに応えていくためには、民間事業者の創意工夫や行動力を地域づくりに活かしていくことが、これまで以上に重要になるとの考えのもと、町はこれらの補助制度をもって民間事業者の活動を支援することで、まちづくりの可能性を拡げていくことに力を尽くしたいと考えているところでございます。

今後も、行政が担う役割と責任を果たしながら、民間の発想力と行動力をまちづくりに取り込み、それぞれの強みを活かしたまちづくりを推進することで、持続性を意識したまちづくりを推進していく考えてございます。

続いて、官学連携と町内牧場の協力によるまちづくり事業について御報告いたします。

令和 7 年度に行いました東京大学の学生によります、牧場でのフィールドワーク事業は、まちづくり事業に対する提言を頂くことで、まちの魅力の再発見につながるとともに、若い世代の視点と自由な発想がまちづくりに与える力となりうることを改めて認識する機会となりました。

昨年の参加者の中には、当町の自然環境とまちづくり、軽種馬生産に強い関心を寄せ、自らの将来への取組みの可能性を見つけた学生もおられまして、現在、企画課内に籍を置く地域おこし協力隊につながっていることは、取組みの成果と感じているところであります。

この地域おこし協力隊の活動は、当町のまちづくり資産であるレコードの活用と事務作業の効率化に加え、東京大学との連携や、牧場との協力による取組みをまちづくりにつなげていく役割を担っているほか、新冠中学校の探求学習におけるサポーターとして協力支援するなど、活動の範囲は、多方面に及んでいるわけですが、活動開始から半年近く経過いたしますことから、現在の取り組み状況、それと今後の計画について御報告をさせていただきます。

まちづくりの中核施設であるレ・コード館は、町のコミュニティー活動の場としての中心的役割や、音楽遺産であるレコードの収蔵と管理を担ってまいりましたが、音楽的価値を有する収蔵レコードの更なる活用につきましては、長年の課題となってきました。

これらの課題に関しまして、昨年の東大フィールドワークにおいて提言された、レコードデータベースのインターネット公開と、サイトを活用したデータ入力作業の効率化につきましては、現在、協力隊員が中心となって取組を進めておりまして、関係職員との協働による作業手順の共有化も図られるなど、町の課題解決に向けた具体的な取組みが進んでおります。

今後、レコードデータベースのネット公開が、どのような反響を生み出すかは未知数でありますけれども、現状に留まることなく、新たな取組みを開始いたしましたことで、まちづくりの可能性が拡大したものと考えております。

また、東大との連携事業におきましては、本年8月10日から14日までの5日間、4名の大学生と関係者が訪れまして、町内牧場の協力のもと、軽種馬生産の現場を実際に体験をし、軽種馬生産と当町のまちづくりの関わりについて、それぞれの学生が、町の未来像を考えるフィールドワークが実施されております。

このたびの取組みにおきましては、専攻の異なる学生が個々にテーマを定め、それぞれの観点で当町のまちづくりについて感想を述べるという、これまでの提言型の取組みとは、少し異なるものでございましたけれども、若い発想による将来ビジョンの考え方を知ることができた点におきましては、これまでと変わるところはなく、実に有意義な取組みになったものと受け止めております。

学生の感想の中には、新冠町は観光に頼ることなく生き残ることができる、あるいは、町の強いエンジンを伸ばしていくべきなど、どれも新鮮で心に響くものがあり、新たな視点を胸に刻むことができました。

このような大学が行うフィールドワークは、学生を受け入れ、軽種馬生産の現場を学ぶ機会を提供いただきました牧場の皆様の御理解と御協力によって実現したものでございまして、実施主体の東京大学とともに、町といたしましても、御協力に深く感謝を申し上げます。

る次第でございます。

東大によるフィールドワークは、今後３回実施計画されておりまして、当町での取組みの事例を協力隊員が、学内報告する機会が設けられるなど、今後、大学との連携はさらに深まっていくものと考えます。

まちづくりの推進におきましては、関係機関との協議や町民の皆さんの声を丁寧に聴き取ることに加え、町外から当町を見つめる新たな視点や、若い世代の自由な発想を取り入れていくことも大切であると考えるところであります。

そのような視点からも、大学との連携は、町が気づかなかった地域資産の価値や可能性と、その活用手法を見いだす契機となりまして、今では収蔵レコードのインターネット公開といった町有資産の新たな活用につながろうとしております。

町といたしましては、官学連携を交流事業に留めることなく、大学が有する知見や若い世代の発想に加え、町内の牧場をはじめとする地域の協力を、まちづくりの力として活かすことで、新たな可能性を生み出す取組みにつながるよう、積極的に推進していく考えでございます。

次に、大雨による被害状況について御報告を申し上げます。

本年、７月１８日から１９日に亘りまして、北海道に前線を伴った低気圧が近づき、日高地方は大雨に見舞われました。

当町の状況を、この２日間で見えてまいりますと、最大２４時間雨量は、新栄で１２５ミリ、明和で１１６ミリ、笹山で１０３ミリ、実に町内８箇所の観測地点のうち６地点で８０ミリ以上を記録しております。

特に、笹山における７月の雨量といたしましては、１９８８年、昭和６３年の統計開始以来、観測史上２位、最大２４時間雨量１０３ミリを記録したところであります。

今回の大雨による被害の状況であります。町道や河川、明渠、更には林道や治山施設におきまして、路肩決壊や法面崩土、土砂の埋塞、路面流出、倒木などが複数箇所で発生をいたしまして、緊急対応を要すると判断をいたしまして、７月２１日付けで専決処分にて、修繕費予算を追加補正させていただいたところでございます。

内容といたしましては、道路、河川、明渠で１２件、３３０万５千円に加え、林道、治山で９件、２７２万２千円、合計で２１件で、６０２万７千円の補正内容となっております。本定例会に承認案件を上程させていただいておりますので、御理解の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

全国的に線状降水帯による集中豪雨など、従来と異なる災害事象が各地で発生しておりますけれども、町といたしましては、迅速な初動対応が実行できるよう、日頃からの危機管理意識の向上と体制整備に努めまして、職員一丸となって防災行政を推進してまいり所存でございます。

次に、北海道ホテル＆リゾート株式会社との災害時における宿泊施設等の提供に関する協定について御報告を申し上げます。

このたび、当町と北海道ホテル&リゾート株式会社は、本年8月27日付けで、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定を締結いたしました。

当社は、新冠温泉レ・コードの湯の指定管理者として、町の観光振興や地域活性化に多大なる御尽力を頂いている企業でございますけれども、これまで培ってきた信頼関係を背景といたしまして、災害発生時における避難所生活の課題解決に向けた連携をさらに深めることで合意をいたしまして、協定締結の運びとなりました。

災害時の避難所生活は、特に高齢者や障害のある方、妊産婦や乳幼児など配慮を要する方々にとって、肉体的、精神的な負担が大きく、健康悪化のリスクが深刻な課題となります。

本協定の締結によりまして、町内で災害が発生した場合、同社が運営、管理する宿泊施設等を利用し、要配慮者やその御家族に、宿泊施設を優先的に提供されるほか、一般避難者に対しましても、共有スペースを一時的な休息、待機場所として開放されるなど、より安心安全な避難環境を提供することが可能となります。

町では、自然災害への対応は、日頃からの備えと、多様なニーズに対応できる体制整備が極めて重要であるとの考えから、これまでも、ハード、ソフト両面から、あらゆる災害対策の検討を進めてまいったところではありますが、今回の協定締結は、要配慮者の安心安全な避難環境の確保において、大きな体制強化につながるものと考えております。

町といたしましては、このたびの協定締結を新たな出発点といたしまして、今後も、こうした民間事業者等との緊密な連携による防災体制の強化も視野に入れながら、町の防災力向上に努めてまいりたいと存じます。

最後に、今定例会に提案しております案件でございますが、一般議案19件、令和8年度各会計補正予算2件を提案することといたしております。それぞれ提案の際に具体的に御説明を申し上げますので、全案件とも提案どおり御決定賜りますようお願いを申し上げます。行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から教育行政報告を行います。

下川教育長。

○教育長（下川徳久君） 議長より発言の許可を頂きましたので、令和8年第2回定例会以降の教育行政に関わって御報告申し上げます。

はじめに、本定例会に提出させていただいております、教育委員会点検・評価報告書について御報告申し上げます。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、効果的な教育行政を推進し、地域住民への説明責任を果たすことを目的に、教育委員会がその権限に属する事務事業の管理、及び執行の状況について、点検、評価を行うこととされており、例年、その内容を議会に報告いたしますとともに、町のホームページにおいて公表し、情報公開に努めているところでございます。

今年度は、令和7年度に教育行政執行方針で掲げた重点施策に基づき、教育委員会各課が実施した事務事業について、学校教育においては各学校における評価等も踏まえながら内部評価を行った後、学校運営協議会、社会教育委員協議会、スポーツ推進委員会、認定こども園保護者会に外部評価を頂いたところでございます。

令和7年度の教育行政の執行にあたっては、重点施策に基づき、計画した事務事業を展開したところでありますが、教育予算全体にわたり御配慮を頂いた上で、概ね計画どおり実施できたものと考えております。

まず、管理課所管の学校教育に係る事務事業では、子どもたちを中心としたウェルビーイングのさらなる充実と学校教育の活性化を掲げ、一人一人のウェルビーイングの向上と日々の積み上げによる学力向上、豊かな心と健やかな体の育成、特色ある教育活動の推進、特別支援教育の充実、信頼される学校づくりの推進、教育環境の整備、認定こども園の教育、保育の推進の7つの取り組むべき施策について、それぞれの推進目標に基づき、教育活動の継続とさらなる充実に向け実践してきたものと考えております。

また、社会教育課所管事務事業におきましては、ふるさとを愛し、生涯にわたり、学び合い、教えあう学習社会を掲げ、レ・コード館を中心とした生涯学習社会の推進、生涯にわたってスポーツに親しむ社会体育の推進、郷土愛を育む郷土資料館事業の推進、豊かな感受性と社会性を育む図書プラザ事業の推進、豊かな人間性と自律を促す青少年教育事業の充実、協働型参画社会を目指した成人教育の推進の6つの取り組むべき施策のもと、推進目標を設定し、各種団体やそれぞれの分野における人材、また、学習意欲を持つ町民の皆様を支えられながら、年間を通じた事業展開を図ることができたと考えております。

教育委員会といたしましては、評価の過程で頂いた御意見を参考に、今年度の事務事業の執行に活かしていくとともに、次年度以降の事務事業の改善や推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、評価内容の詳細につきましては、改めて報告書を御確認頂きたいと存じます。

次に、本年、4月末に実施いたしました全国学力・学習状況調査について、文部科学省から結果が公表されましたので、概要について御報告申し上げます。

本調査は、小学校6学年、中学校3学年を対象に教科に関する調査として、国語、算数・数学、英語の3教科について実施するとともに、生活習慣や学習環境に関する調査として、児童生徒質問調査を実施しております。

はじめに教科に関する調査についての正答率は、小学校では、国語、算数を全道、全国と比較するとともに「低い」という結果になりました。

中学校では国語、数学において、全道、全国と比較すると「低い」という結果になっております。英語3技能については、全道、全国とほぼ同様かやや下回っている現状にあります。総じて全道・全国平均よりも低い傾向にある結果となりました。

また、正答率3割以下の児童生徒数が全国平均を上回っており、理解度の二極化が顕著に表れる結果となっております。

次に、児童生徒への質問における学習習慣等の調査では、小学校、中学校ともに1時間以上家庭学習をしている児童生徒の割合が全国を大きく下回り、現在の中学校3年生が小学校6年生当時の調査結果と比較しても、家庭学習時間の確保が難しい状況となっております。

生活指導等に絡めて睡眠時間やゲーム、動画視聴時間などについて、学校・家庭と連携し、生活習慣の改善に取り組む必要があります。

また、将来の夢や目標を持っているといった自己肯定感や自己有用感の質問では、小学校では改善傾向にあるものの、中学校では全国と比較すると低く推移しております。

このような傾向を踏まえ、中学校では特に、子どもたち自身が誰かのためになっている、必要とされていると実感できる体験を日常的に増やしていくことなど、家庭も巻き込んだ取組として改善を図っていく所存であります。

他の項目では、総合的な学習の時間で、自分で課題を立てて情報を集めて整理し、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいるかという項目で充実割合が高く、そのことは、ふるさと学習等、小学校、中学校の継続した取組みの成果であると捉えております。

本調査は、児童生徒が身につけるべき学習の一部分の傾向であることや、調査結果は、学校における教育活動の一側面でありますことから、これからの調査結果と他の様々な情報合わせて、総合的に分析・評価することが必要であり、個々の設問や領域等に着目し、学習指導上の課題を把握・分析し、児童生徒一人一人の学習意欲の向上につなげることが重要となります。

各校においては、本年度の結果を踏まえ、校長を中心として、教職員が詳細な結果分析を行い、共通認識を持った上で、今後の授業改善や、家庭学習の定着化に向けた取組みを強化していくことにしております。

また、当町では、各校の結果分析等を受けて、教職員で組織する小中連携推進会議において、町としての分析と課題整理を行った上で、目標を定め町全体として共通の取組みを行ってまいります。

なお、調査結果の詳細につきましては、町広報誌、町ホームページにおいて、今後の改善策を含め、改めて公表させていただきたいと存じます。

次に、中体連全道大会及び各種大会の出場結果について、御報告申し上げます。

新冠中学校では、本年度、男女陸上競技、男女バレーボール、男子バドミントンの3種目で、中体連全道大会への出場を果たしました。

陸上競技及びバドミントンについては、いずれも予選敗退という結果に終わりました。

バレーボールは、男女とも決勝トーナメントまで駒を進めましたが、惜しくも1回戦で敗退となりました。

全道大会に出場した生徒たちは暑い中、日頃の練習の成果を十分発揮しながら最後まで奮闘いたしました。

また、吹奏楽部においては、日胆地区吹奏楽コンクール中学校C編成の部に出場し、見事「金賞」を受賞したものの、惜しくも全道吹奏楽コンクールへの出場は叶いませんでした。

各種大会へ出場した生徒たちは、緊張感あふれる会場において、技術力や精神力の面で多くのことを学ぶ貴重な経験をし、大きく成長したものと捉えています。

教育委員会では、全道大会等への選手派遣に係る費用について支援をさせていただいております。本定例会において今後出場を予定している大会にかかる費用について補正予算を計上しておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、静内高校馬術部全日本高等学校馬術競技大会3位入賞について御報告申し上げます。

静内高等学校では、本年度からホロシリ乗馬クラブと連携し、地域連携という枠組みで新たに馬術部を創設し活動しております。

静内高校馬術部は、団体競技として行われる第60回全日本高等学校馬術競技大会北海道予選において、優勝し、7月22日から静岡県御殿場市で開催された全国大会、インターハイに出場を果たしております。

団体戦は3人1チームで構成され、今大会は静内高校2名と北星学園女子中学高等学校1名による合同チームとして出場しており、静内高校の2名は新冠町から通学する3年生の藤本夕雅さん、須田侑成さんが選手として出場しております。

全国大会では地区予選を勝ち抜いた36校の強豪校が集まり、選手たちの実力だけでなく、その場で用意された貸与馬をいかに乗りこなすかという人馬の相互理解と信頼、戦略性が必要となる難しい協議である中、静内高校合同チームは、準決勝まで勝ち進み、堂々の全国3位入賞の成果を収められました。

このたび、新冠町から多くの生徒が通う静内高校が地域連携の取組みで馬術部の創設とともに輝かしい成績を収められたことについて、非常に喜ばしく感じるとともに、今後も教育委員会といたしましては、地域の高校としての位置付けの中、応援、協力体制を整えていこうと考えているところであります。

以上で、第3回定例会における教育行政報告といたします。

○議長（氏家良美君） 教育長の教育行政報告が終わりました。

◎日程第5 報告第6号

○議長（氏家良美君） 日程第5、報告第6号、例月出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より、例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思います。

◎日程第6 報告第7号

○議長（氏家良美君） 日程第6、報告第7号、新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告についてを議題といたします。

教育長より、新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出がありました。質疑を省略し、御手元に配付の報告のとおり受理することにいたします。

◎日程第7 報告第8号

○議長（氏家良美君） 日程第7、報告第8号、令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 報告第8号、令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率について提案理由を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により算定いたしました、それぞれの比率につきまして、去る8月24日、監査委員に審査をしていただきましたので、監査委員の審査意見とともに、別紙のとおり報告するものでございます。

次のページをお開き願います。はじめに、健全化判断比率の状況について御説明いたします。別紙には、4つの指標を記載しております。はじめに実質赤字比率でございます。これは一般会計などの普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すものでございまして、15%以上で早期健全化団体に、20%以上で財政再生団体となりますが、当町は赤字を生じておりません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、これは全ての会計を対象に、実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すものでございまして、20%以上で早期健全化団体に、30%以上で財政再生団体となりますが、この指標においても赤字は生じておりません。

次に、実質公債費比率でございますが、これは全ての会計に一部事務組合、広域連合を含めた中で、標準財政規模に対する公債費及び公営企業会計などへの繰出金のうち、実質的に公債費へ充てたと認められる準公債費の割合の、過去3か年間の平均値で表すものです。この数値は、起債発行の際の協議または許可を判断する上で用いられ、18%以上になると許可が必要となり、25%以上で単独事業に係る地方債が制限され、35%以上では一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。当町におきましては、平成20年度が最も高く19.9%で起債発行の際は許可が必要でありましたが、平成23年度決算で16.6%となり、協議へと移行いたしました。以後、比率は減少いたしました。令和7年度は8.2%となっております。

次に、将来負担比率でございます。これは全ての会計に一部事務組合、広域連合、第三

セクターを含めた中で、地方債の残高をはじめ、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表すものです。早期健全化基準である350%に対し、当町におきましては、将来負担額に対し充当可能財源が上回っている状況でございます。

続きまして、下段の資金不足比率の状況です。これは、公営企業会計ごとの資金の不足額が、事業の規模に対して、どの程度であるかを示すものであり、公営企業会計ごとに算定し、経営健全化基準である20%以上になると、経営健全化計画を策定することとなりますが、いずれの会計におきましても資金不足は生じておりません。

以上が、令和7年度における健全化判断比率及び資金不足比率の報告でございます。御審議を賜り、報告のとおり受理頂きますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、報告第8号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

報告第8号については、報告のとおり受理することにいたします。

◎日程第8 承認第6号

○議長（氏家良美君） 日程第8、承認第6号、専決処分についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 承認第6号、専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和8年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和8年7月21日付けで、専決処分したものです。このたびの専決処分は、本年7月18日から19日にかけての大雨により損傷した町道等について、速やかな機能回復及び増破防止のための緊急補修が必要であると判断し、係る予算の補正にあたり、議会を開く暇がなかったことから、専決処分をしたものです。

予算書の1ページをお開き願います。令和8年度新冠町一般会計補正予算、このたびは1回目の専決補正予算となります。第1条は歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ602万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億6249万6千円にしたものです。

それでは、事項別明細書の歳出より説明いたしますので、8ページから9ページをお開き願います。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費107万1千円の追加です。10節需用費107万1千円の増額は修繕料で、明渠排水3箇所に係る土砂掘削になります。

す。10ページから11ページに移ります。2項林業費、2目林道費138万4千円の追加です。10節需用費138万4千円の増額は修繕料で、林道4路線に係る路盤補正等になります。3目治山費133万8千円の追加です。10節需用費133万8千円の増額は修繕料で、治山施設5箇所に係る土砂掘削等になります。12ページから13ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費66万8千円の追加です。10節需用費66万8千円の増額は修繕料で、町道4路線に係る側溝掘削等になります。14ページから15ページに移ります。2項河川費、1目河川総務費156万6千円の追加です。10節需用費156万6千円の増額は修繕料で、河川5箇所に係る河床掘削等になります。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページから7ページをお開き願います。19款1項1目ともに繰越金602万7千円の追加は、財源調整として前年度繰越金を財源化するものです。

以上が、承認第6号、専決処分 の提案理由でございます。御審議を賜り、報告のとおり御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、承認第6号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括で行います。発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第6号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって承認第6号については、報告のとおり承認されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再会 午前11時00分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第9 認定第1号 ～ 日程第15 認定第7号

○議長（氏家良美君） 日程第9、認定第1号、令和7年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第2号、令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第3号、令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第4号、令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第5号、令和7

年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第6号、令和7年度新冠町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第7号、令和7年度新冠町下水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 認定第1号から認定第7号までの7件の決算認定につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

令和7年度新冠町一般会計ほか4件の特別会計及び2件の公営企業会計に係る歳入歳出の決算につきましては、去る8月24日から26日までの3日間、監査委員に審査をしていただきましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定についてお願いするものです。

各会計の決算の内容説明につきましては、省略をさせていただき、監査委員の審査意見を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。認定第7号の次のページに綴っております、令和7年度新冠町一般会計等決算の審査意見についての10ページをお開き願います。

第3、審査意見。本年度の経常収支比率は90.6%となり、前年度と比較して6.1%上昇した。経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す重要な指標であり、90%を超える水準は財政が硬直化しており、財政運営の自由度が低下している状況を示している。近年の物価上昇や人件費の増加、社会保障関係経費の伸びなどを背景として、経常的経費は今後も増加が見込まれることから、財政構造の硬直化が一層進行することが懸念される。一方、実質公債費比率は8.2%となり、前年度から0.2%減で、一定の改善傾向が認められる。このような状況を踏まえ、歳出については、事務事業の選択、デジタル技術の活用による業務効率化、公共施設の適正管理など行財政改革による事業の検証と見直しを進める必要がある。また、歳入においても、寄附金が前年度を下回っており、自主財源の確保という観点からも、魅力あるふるさと納税返礼品の開発に向けた事業者との連携強化や情報発信の充実がより一層重要である。また、使用料、手数料の適正な見直しなど、多様な視点から自主財源の確保に取り組むことや、国や道の補助金、交付金制度を積極的に活用し、有利な財源の確保に努められたい。基金については、前年度と比較して1億8101万7千円の減となっている。特に財政調整基金の取崩しが大きく、基金残高の減少は今後の財政運営に影響を及ぼすことが懸念される。小・中学校の建て替えなど、多額の財政負担を伴う大型事業が計画されていることから、将来の財政需要を的確に把握し、計画的な財源確保と基金の適切な管理が重要となる。今後も、中長期的な財政見通しのもと、歳入の確保と歳出の適正化に努め、限られた財源を効果的に活用し、健全で持続可能な財政運営が図られることを期待する。

以上、審査意見の朗読をもって、認定第1号から認定第7号までの7件の決算認定に係

る提案理由とさせていただきます。御審議を賜り、提案どおり認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第１６ 会議案第６号

○議長（氏家良美君） 日程第１６、会議案第６号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

ただいま提案理由の説明がありました、認定第１号から第７号までの７件については、新冠町議会委員会条例第５条第１項及び第２項の規定により、議会としてこれを慎重審議するため、議長及び議選監査委員を除く議員全員で構成する、令和７年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会を設置し、認定第１号から第７号までを付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、認定第１号から第７号までの７件は、ただいま設置されました令和７年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、ただいま設置されました、令和７年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会においては、正副委員長を互選し、後刻報告願います。

◎日程第１７ 議案第３６号

○議長（氏家良美君） 日程第１７、議案第３６号、新冠町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第３６号、新冠町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。

このたびの改正は、地方自治法施行規則の一部改正に伴うものでございます。地方自治法第２６０条の２第１０項の規定による市町村が行う認可地縁団体の認可等に係る告示について、個人情報保護の観点から、これまで表示をしていた代表者等の住所を原則非表示にすることとなり、地方自治法施行規則に規定する関連条項の繰上げなど条文の配置に移動が生じております。本条例におきましては、地縁団体登録台帳の作成根拠及び代理人に関する規定において、当該省令の条項を引用しておりますので、改正省令との整合性を図るべく所要の改正を行うものでございます。

それでは改正内容について、新旧対照表により御説明いたしますので、２ページをお開

きください。第4条は登録申請の確認に関する規定で、条文中、第21条第2項を第18条の3第1項に改めます。第14条は代理人による申請等に関する規定で、条文中、第19条第1項第1号トを第18条の3第1項第7号に改めます。

1ページへお戻りください。附則として、この条例は令和8年10月1日から施行いたします。

以上が、議案第36号、新冠町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第36号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第36号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第37号

○議長（氏家良美君） 日程第18、議案第37号、新冠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第37号、新冠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

新冠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を以下のとおり定めようとするものです。

はじめに、条例制定の主旨を申し上げます。国におきましては、デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、健康、医療、介護分野におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化を推進しており、自治体に対し、医療費助成のオンライン資格確認の導入を促しているところであります。当町におきましても、住民サービスの利便性向上及び事務の

効率化を図るため、子ども医療費助成、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成事業について、オンライン資格確認を実施する予定にありますが、これらの事務は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する個人番号を利用できる事務に該当いたしません。このため、同条第2項の規定に基づき、町が独自に個人番号を利用して処理する事務について、条例を定める必要がありますことから、本案を上程するものでございます。

それでは、条例内容を御説明いたしますので、御手元の議案書を御覧ください。第1条は趣旨でございまして、本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、町が独自に個人番号を利用して事務を行うために必要な事項を定めるものであります。第2条は、条例内で使用する用語の定義でございまして、1号に定める個人番号から、6号の利用特定個人情報までの用語の意義について、法の定めによることとしております。

2ページをお開きください。第3条は、町の責務について定めており、町が個人番号の利用や特定個人情報の提供を行うにあたり、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、地域の特性に応じた施策を実施することとしております。第4条は、個人番号の利用範囲について定めております。第1項では、法第9条第2項の規定に基づき、条例で定める個人番号の利用事務として、別表第1及び別表第2掲げる子ども医療費助成、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する事務並びに町長が行う特定個人情報、特定個人番号利用事務と定めております。第2項第3項では、これらの事務を処理するために必要な限度において、町が保有する住民票関係情報や地方税関係情報、医療保険給付関係情報といった特定個人情報または利用特定個人情報を利用することができることを定めております。第4項では、特定個人情報を利用することができる場合において、他の条例等の規定により、同一の内容を含む書面の提出が義務付けられているときは、その書面の提出があったものとみなすこととしております。第5条は規則への委任について定めており、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めるとしております。

最後に附則といたしまして、この条例は令和9年2月1日から施行いたします。

以上が、議案第37号、新冠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第37号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第37号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第38号

○議長（氏家良美君） 日程第19、議案第38号、新冠町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び地域との共生に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 議案第38号、新冠町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び地域との共生に関する条例の制定について。

新冠町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び地域との共生に関する条例を別紙のとおり定めるものとするものでございます。

再生可能エネルギー発電設備は、ゼロカーボン施策の推進にとって有効な手法である反面、全国的には、設備の設置に伴い自然環境、景観、防災及び地域住民の生活環境との調和が課題となる事例も生じていることから、当町においても、将来的な設置に備え、地域環境との共生を図った上で設置することを定めるために条例を制定するものでございます。制定する条例については、説明資料で説明しますので、御手元の議案第38号資料を御覧ください。説明資料右欄の解説に沿って説明していきます。

第1条、目的です。条例制定の目的を町民の安心安全な生活環境の確保等、更には地域との共生を図ることで町の持続可能な発展に寄与することとしています。第2条、基本理念です。条例の理念を再生可能エネルギーに関わる関係者が連携し、地域活力の向上と発展を旨とし、更には環境、景観に配慮することとしています。第3条は定義です。条例中に用いる用語を定義しています。第4条、適用範囲です。条例を適用させる発電設備の発電出力を10キロワット以上と定める。ただし、自家消費等を目的とする発電設備は適用対象外とするものです。第5条、責務です。設置事業者、土地所有者、町民を関係者とし、それぞれの責務を定めています。第6条、設置禁止区域の指定です。禁止区域は、法に定める保全と安全確保を必要とする区域を、再生可能エネルギー発電設備設置禁止区域として定めるものです。第7条、事前協議です。再生可能エネルギー発電設備設置事業者、以後、事業者と呼ばさせていただきます。事前協議義務を定め、また町は、指導、助言を行うことができる旨定めています。第8条、周辺関係者への説明です。事業者の地域説明を義

務とし、結果報告書を町に提出しなければならない。また、地域住民の理解を得られていないと認めるときは、町は事業者に対し、指導、助言を行うことができ、また、対話が図られていないと認められるときは、計画の見直しを求めることができますとしています。この規定により、単に事業者が説明を行えば手続が終了するものではなく、説明後の地域との対話や事業者の対応についても町が確認するという仕組みを講じています。第9条、事業計画についてです。事業者は、工事着手の90日前までに事業計画書を町長に届出なければならない。事業計画の変更、中止においても届出を必要とする旨定めています。第10条、協定の締結です。事業計画書の提出、受理にあたり、町長は、発電設備の運用と廃止後の措置に関する協定の締結を、必要に応じて事業者を求めることができる旨定めています。ここでは、個々の事業の規模や内容等を踏まえ、運用、災害時の対応及び廃止後の措置を明確にする必要がある場合に、協定締結を求めることができるとするものです。第11条、遵守事項についてです。災害の防止、生活環境への影響軽減、景観への配慮及び安全対策等について、事業者の遵守事項を定めています。第12条、維持管理に関する報告についてです。事業者の維持管理義務及び保守点検等を年に一度、報告する旨定めています。第13条、廃止の届出についてです。事業者は、事業廃止の30日前までに届出を提出しなければならないとし、また、速やかに事業区域を原状回復しなければならない旨定めています。第14条、報告及び立入り調査についてです。町は、事業状況を把握するため、報告及び資料の提出を求めることができ、また、立入り調査と質問をすることができる旨定めています。第15条、指導、助言及び勧告についてです。町は、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導、助言をすることができ、また、条例に定める関係手続の届出義務違反等があった場合に、勧告を行うことができる旨定めています。第16条、公表についてです。町は、事業者が勧告に従わないときは、その旨を公表することができることを定め、公表にあたりましては事前にその旨を事業者に通知し、意見を述べる機会を与えなければならないと定めています。第17条、委員についてです。条例に定めるもののほか、規則で、ほかの事項を定めています。

議案の7ページにお戻りください。附則1、施行期日です。この条例は公布の日から施行する。2、経過措置です。この条例の規定は、この条例の施行の日以後にその設置工事に着手する再生可能エネルギー発電事業について適用する。

以上が、議案第38号新冠町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び地域との共生に関する条例についての提案理由です。御審議賜り、提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第38号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第38号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第39号

○議長（氏家良美君） 日程第20、議案第39号、新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 議案第39号、新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。

今回の提案理由ですが、認定こども園では開設当初から、保護者の用事やリフレッシュ時に、就学前の子どもを一時的に預かる、一時預かり事業を実施しておりますが、令和元年10月に、国は保護者への経済的支援を図るため、要件に該当する利用者に対して施設等利用給付費の支給を開始したことから、町ではこれに基づき、要件を満たす利用世帯が園を利用した場合に、施設等利用給付費に相当する額を利用料から控除するために、利用料の控除額を本条例に規定しました。今般、国は最近の経済情勢を鑑み利用者負担を軽減するため、施設等利用給付費の上限額を上げる改正を行ったことから、これに基づき条例に規定する利用料の控除額を改正するものです。

それでは改正内容について、新旧対照表で説明いたしますので2ページをお開きください。

まずはじめに、別表第1、一時預かり事業一般型利用料表の規定ですが、本表は、園を利用していない児童が、家庭の事情等により一時的に預かりを必要とするときに適用される料金表となります。今回の国の法改正に伴い、備考1に規定する保育認定を受けた3歳以上の児童世帯に対する利用料の控除額を、3万7千円から4万300円に改め、備考2に規定する、保育認定を受けた満3歳未満の児童を養育する非課税世帯に対する利用料控除額を、4万2千円から4万5700円に改めるものです。次に、別表第2、一時預かり事業幼稚園型利用料表の規定ですが、本表は、教育認定を受けて園を利用する児童が、延長利用及び長期休業中に一時預かりを利用する場合に適用される料金表となります。今回

の法改正に伴い、備考２に規定する満３歳以後の最初の３月３１日を経過した児童世帯に対する利用料の控除額を、１万１３００円から１万２３００円に改め、備考３に規定する満３歳以後の最初の３月３１日までの児童を養育する非課税世帯に対する利用料の控除額を、１万６３００円から１万７７００円に改めるものです。

１ページにお戻りください。附則です。まず、施行日ですが、国の施行日に合わせ、令和８年１０月１日とします。次に、経過措置ですが、改正後における一時預かり事業の利用料の規定は、施行日以後の利用に適用して、施行日以前の利用については、なお従前の例といたします。

以上が議案第３９号の提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第３９号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第３９号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第３９号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２１ 議案第４０号

○議長（氏家良美君） 日程第２１、議案第４０号、新冠町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 議案第４０号、新冠町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。

今回の提案理由ですが、本条例に規定しております新冠町老人憩の家は、昭和５６年から高齢者の健康増進及び交流機会の場として、多くの方に御利用頂いておりましたが、本

年6月に多額の費用を要する設備機器の故障が発生したことから、運営継続を断念し、本年9月末をもって本施設を廃止することにしたので、条例を改正するものです。

今回の改正内容は、条例題名の改正と施設廃止に伴う名称等の削除及びそれに伴う文言の整理となります。

それでは改正内容について、新旧対照に基づき説明いたしますので2ページをお開きください。まず、題名の改正となります。施設廃止後、主たる施設は節婦老人憩の家及び屋内ゲートボール場となりますので、どの施設の設置条例か一目で理解できるように新冠町老人憩の家設置条例を節婦老人憩の家及び屋内ゲートボール場設置条例に改めるものです。

次に、第1条本文中、附属施設をレクリエーション施設に改めるのは、次に説明する、第2条表中における施設における、施設の区分改正に伴い、文言整理をするものでございます。

最後に、第2条の表の改正になります。新冠町老人憩の家の廃止に伴い、本施設の部分の表記を削除するとともに、屋内ゲートボール場を単独施設として表記させたいことから、施設区分欄の附属施設をレクリエーション施設に改めるものです。

1ページにお戻りください。附則となります。本条例は令和8年10月1日から施行いたします。

以上が、議案第40号の提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第40号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

武田委員。

○10番（武田修一君） はい、10番武田です。新冠町老人憩の家本館の閉鎖ということで、町長の行政報告にもありました。その廃止施設の在り方について、解体を含め検討を進めていくということでした。これからの検討ということですが、何かお考えがもしあれば、このような考えがあるという辺りをお話し頂ければと思います。

○議長（氏家良美君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤正秀君） 今、現段階では、これというものはありませんけども、検討するということです。ただ、建物の底地が借地でありまして、他の用途に変更する場合、または民間に譲渡するだとかですね、貸すという場合には当初の目的は変わるものですから、土地の所有者の承諾等が必要になってきます。そういった調整もありますので、利活用する場合はそういう調整と。そういうものをもろもろ検討した中で今後探っていくということであります。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第40号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第41号

○議長（氏家良美君） 日程第22、議案第41号、新冠町生活環境保全及びリサイクル推進に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 議案第41号、新冠町生活環境保全及びリサイクル推進に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町生活環境保全及びリサイクル推進に関する条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。

今回の改正でございますが、本条例は、町民の健康で快適な生活環境の確保のために、一般廃棄物に係る排出及び処理等に関して規定をしておりますが、本年6月19日に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部が改正されまして、市町村等に策定義務のある一般廃棄物の処理計画の内容の中に、新たに災害非常時における一般廃棄物の処理に関する措置内容が追加されたことから、関係条文の整理を行うとともに、現状に即した文言整理を行うため、条例改正を行うものです。

それでは、改正内容について新旧対照表で説明いたしますので2ページを御覧ください。まず、第10条本文中、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項を町総合計画に改めるのは、現状に即した文言に整理をするものでございます。次に、第10条第6号を第7号とし、第6号として、非常災害時における前2号に掲げる事項に関する、施策に関する事項の条文の追加は、先ほど説明した国の法改正に伴い、一般廃棄物の処理計画内容に新たに非常災害時における一般廃棄物の処理に関する措置内容が追加されたことによるものです。

1ページにお戻りください。附則でございます。法律の施行日が公布の日である令和8年6月19日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日とされており、本年9月19日までに法律が施行されることから、条例の施行日につきましては、法律の施行日、または条例の公布の日、いずれか遅い日といたします。

以上が議案第４１号の提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第４１号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第４１号について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２３ 議案第４２号

○議長（氏家良美君） 日程第２３、議案第４２号、新冠町重度心身障害者及びひとり家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） 議案第４２号、新冠町重度心身障害者及びひとり家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町重度心身障害者及びひとり家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものでございます。

国においては、令和８年７月２１日に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、デジタル共通基盤構築の強化、加速を重点的な取組みの一つとし、健康、医療、介護分野におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化を推進しており、医療費助成のオンライン資格確認について、令和８年度中に全国規模での導入を目指しているところでございます。当町においても、令和８年度中の医療費助成のオンライン資格確認実施にあたり、実施後は受給者証情報がマイナンバーカードに連携されるため、保険医療機関等がオンライン資格確認端末を用いて資格情報を取得及び閲覧することが可能となることから、マイナ保険証で保険医療機関等を受診される方については、受給者証の提示は必要としない旨を本条例に規定するものでございます。また、福祉医療費助成制度のうち、子ども医療費助成につきましては、時効について規定してございますが、本条例において

は時効の規定がなく、令和7年度に実施された北海道医療給付事業事務指導検査において時効の規定を設けるよう指摘を受けましたことから、健康保険法第193条及び国民健康保険法第100条の権利を行使することができる期間を2年間とする規定に基づき、医療費助成に係る事項に関する規定を設けるものでございます。

それでは、改正内容について、新旧対照表で御説明いたしますので、2ページをお開きください。第7条は、受給者証の掲示に関する規定でございまして、これまで重度心身障害者及びひとり家庭等医療費の助成の決定を受けた者が医療を受けようとする際には、医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを証する書類及び受給者証を提示することとしておりましたが、受給者証に代えてマイナンバーカード及びオンライン資格確認端末を用いて、保険医療機関等が資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、受給者証の提示を要しない旨のただし書を加えるものでございます。第8条は、助成の方法に関する規定でございまして、現行の第2項を第3項に繰下げ、第1項の次に、医療に関する経費の助成に係る償還払いの申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して2年以内とする、という事項に関する規定を新たに第2項として加えるものでございます。

1ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は、令和9年2月1日から施行するものでございます。これは、医療費助成のオンライン資格確認に係るデータ連携の開始予定日に合わせたものでございます。

以上が、議案第42号、新冠町重度心身障害者及びひとり家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第42号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第42号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２４ 議案第４３号 ～ 日程第２５ 議案第４４号

○議長（氏家良美君） 日程第２４、議案第４３号、新冠町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第２５、議案第４４号、新冠町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、以上２件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺西建設水道課参事。

○建設水道課参事（寺西訓君） 議案第４３号、新冠町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、地方自治法の一部を改正する法律が、令和８年９月２４日に施行となり、新たに第２４３条の２の７が追加され、以降の条文について条ずれが生ずることから、同法を引用する簡易水道事業の設置等に関する条例において必要な改正を行うものです。

本改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。

本改正条例の内容について、新旧対照表で御説明申し上げますので、２ページをお開きください。新冠町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表。第５条中、議会の同意を要する賠償責任の免除「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改めるものです。

１ページにお戻りください。附則としましては、この条例は令和８年９月２４日から施行する。

以上が、議案第４３号、新冠町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようお願いいたします。

引き続き、議案第４４号、新冠町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げますので、お開き願います。

議案第４４号、新冠町下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、議案第４３号と同様の改正を行うものです。

本改正をする条例を以下のとおり定めようとするものです。

本改正条例の内容について、新旧対照表で説明申し上げますので、２ページをお開きください。新冠町下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表。第５条中、議会の同意を要する賠償責任の免除「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改めるものです。

１ページにお戻りください。附則としましては、この条例は令和８年９月２４日から施行する。

以上が、議案第４４号、新冠町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますよう

ろしくお願いします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

最初に、議案第４３号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。

これより、議案第４３号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第４３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４４号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。

これより、議案第４４号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第４４号は原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前１１時５４分

再会 午後 １時００分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第２６ 議案第４５号

○議長（氏家良美君） 日程第26、議案第45号、令和8年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第45号、令和8年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。令和8年度新冠町一般会計補正予算、このたびは4回目の補正となります。第1条は歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4831万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億1081万3千円にしようとするものです。第2条は地方債の補正でございます。地方債の変更は、第2表地方債の地方債補正によるものです。

はじめに、地方債の補正について御説明いたしますので、4ページをお開き願います。第2表地方債補正。1、変更です。農業水利施設等整備事業は、美宇地区鎌田地先明渠排水整備工事に係る緊急自然災害防止対策事業債で、補正前の限度額400万円を、補正後2160万円にしようとするものです。起債の方法、利率、償還方法に変更はありません。

それでは、事項別明細書の歳出より御説明いたしますので、12ページから13ページをお開き願います。説明につきましては、主要事業に係る9月補正予算説明資料を配付させていただいておりますので、ここに記載の事業につきましては、簡潔に行わせていただきます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費760万1千円の追加です。18節負担金補助及び交付金760万1千円の増額は、職員退職手当組合負担金で、前年度退職者に係る追加負担金の確定により増額するものです。2目文書広報費26万3千円の追加です。1節報酬25万6千円の増額及び8節旅費7千円の増額は、新冠町史編さん委員会の開催に伴う経費で、委員会の開催回数を当初6回の予定から10回へと4回分を増加するものです。5目企画費1271万1千円の追加です。事業1、定住移住促進対策経費の18節負担金補助及び交付金302万4千円の増額のうち、中古住宅流通交付金157万3千円の増額は、中古住宅の売買3件に係るもの。中古住宅取得物件リフォーム補助金145万1千円の増額は、取得された中古住宅三戸の改修費に対するもので、詳細は説明資料1ページのとおりです。事業2、新冠町創業支援事業の18節負担金補助及び交付金150万円の増額は、新冠町創業支援事業補助金で、当町で新たに創業を予定されている個人事業主1名に対し、起業当初に必要な経費の一部を補助するもので、詳細は説明資料2ページのとおりです。事業3、情報通信基盤整備事業の11節役務費562万7千円の増額は、光ケーブル移設等手数料で、NTT柱更改工事に伴う支障移転工事ほか3件に係る手数料で、詳細は説明資料3ページのとおりです。事業4、官学連携まちづくり事業の18節負担金補助及び交付金256万円の増額は地域おこし協力隊活動補助金で、官学連携により取り組んでおります地域おこし協力隊活動について、次年度以降の継続した体制を構築するため、次期協力隊員の募集、確保に向けた事業を実施するもので、詳細は説明

資料4ページのとおりです。11目ふるさとづくり基金費28万4千円の追加です。24節積立金28万4千円の増額は、ふるさとづくり基金積立金で、奨学金貸付金の一部繰上償還額を積み立てるものです。14ページから15ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費275万1千円の追加です。事業1、重度心身障害者医療給付費の12節委託料55万円の増額は、福祉医療システム改修業務委託料で、福祉医療システムと町総合行政システムとのデータ連携に必要な設定を行うものです。事業2、障害者自立支援事業の12節委託料46万5千円の増額は、障害者福祉システム改修業務委託料で、マイナンバーカードへの情報連携として、新たに療養介護医療及び上肢、下肢等の不自由児通所医療費が追加されたため、必要な改修を行うものです。22節償還金利子及び割引料の障害児通所給付費負担金返還金113万8千円の増額、障害者医療費負担金返還金29万9千円の増額、及び地域診療情報連携推進費返還金8万9千円の増額は、いずれも令和7年度に交付された国、道負担金において、給付実績が交付額を下回ったため、過剰分を返還するものです。事業3、新冠町アイヌ政策推進事業の8節旅費9万6千円及び10節需用費11万4千円の増額は、北海道の主催事業として、本年10月17日から18日までの日程で札幌市で開催されますアイヌ文化PRイベントへの出展に必要な経費で、詳細は説明資料5ページのとおりです。2目老人福祉費196万円の追加です。18節負担金補助及び交付金196万円の増額は、日高中部広域連合負担金で、令和7年度の介護給付費負担金の精算等により増額するもので、詳細は説明資料6ページのとおりです。5目老人福祉施設費23万1千円の追加です。10節需用費23万1千円の増額は、高齢者共同生活施設あいあい荘の入居者2名が退去される見込みから、居室2部屋の修繕料を計上するものです。16ページから17ページに移ります。2項児童福祉費、3目児童福祉施設費43万1千円の追加です。18節負担金補助及び交付金4万6千円の増額は、施設等利用給付費で、静内幼稚園の利用児童1名に係る給付費。22節償還金利子及び割引料38万5千円の増額は、いずれも令和7年度に交付を受けた国費、道費負担金について、給付実績が交付額を下回ったため、過剰分を返還するもので、詳細は説明資料7ページのとおりです。18ページから19ページに移ります。4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費290万8千円の追加です。事業1、ごみ処理対策費の18節負担金補助及び交付金128万9千円の増額は、日高中部広域連合負担金衛生事業分で、令和8年3月に発行した起債償還額の確定などにより生じた不足額を計上するものです。事業2、ごみ減量化対策事業の10節需用費161万9千円の増額は、指定ごみ袋の購入に係る消耗品で、今般の中東情勢の影響による原料価格の大幅な上昇により購入費を増額するもので、詳細は説明資料8ページのとおりです。20ページから21ページに移ります。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費16万7千円の追加です。18節負担金補助及び交付金16万7千円の増額は、畑地化促進事業支援金で農業者1名の畑地化に伴い、土地改良区に支払う決済金等について支援をするもので、詳細は説明資料9ページのとおりです。3目農業振興費1769万3千円の追加です。14節工事請負費1769万3千

円の増額は、美宇地区鎌田地先明渠排水整備工事で、延長１６０メートルに係る工事請負費でございまして、詳細は説明資料１０ページのとおりです。２２ページから２３ページに移ります。２項林業費、１目林業振興費８万２千円の追加です。１８節負担金補助及び交付金８万２千円の増額は、狩猟免許取得費補助金で、ワナ猟免許を取得する１名及び銃猟免許とワナ猟免許を取得する２名に対し補助するもので、詳細は説明資料１１ページのとおりです。４目森林公園費６万７千円の追加です。１０節需用費６万７千円の増額は、判官館森林公園施設に係る修繕料で、公園内の多目的広場に設置している外灯５基について、ヒグマ出没対策及び省電力化のため、ナトリウム灯からＬＥＤ灯に改修するものです。２４ページから２５ページに移ります。６款１項ともに商工費、１目商工業振興費１００万円の追加です。１８節負担金補助及び交付金１００万円の増額は、新冠町地域産業開発研修事業補助金で、町内産ピーマンの規格外品を使用し、イタリアンソースの開発、製品化を計画する法人１社に対する補助金で、詳細は説明資料１２ページのとおりです。２目観光費１２３万８千円の減額です。１１節役務費３万６千円の減額及び１４節工事請負費１２万２千円の減額は、いずれも優駿浪漫街道サブラッド壁画整備事業に係る減額で、今般の中東情勢の影響により本年度の事業実施を見送ったもので、詳細は説明資料１３ページのとおりです。２６ページから２７ページに移ります。７款土木費、３項住宅費、１目住宅管理費３万６千円の追加です。事業１、公営住宅管理費の１０節需用費３万７千円の増額は修繕料で、現在、汐見団地に居住されている方の住み替え用住宅として、東栄団地４戸、節婦ふれあいタウン１戸及び一般入居募集として節婦ふれあいタウン１戸の空き室を修繕するものです。事業２、公営住宅管理費の１２節委託料５万５千円の増額は公営住宅システム標準化対応改修業務委託料で、公営住宅システムと町総合行政システムとのデータ連携に必要な設定を行うものです。２８ページから２９ページに移ります。８款１項ともに消防費、１目常備消防費１万６千５百円の追加です。１８節負担金補助及び交付金のうち、日高中部消防組合本部経費負担金５万２千円の増額は人事異動によるもの。支署経費負担金１万５千７百３十円の増額は、退職手当組合負担金に係る追加負担金の確定などにより増額するものです。３０ページから３１ページに移ります。９款教育費、１項教育総務費、２目事務局費５万９千７百３十円の追加です。事業１、学校教育振興補助の１８節負担金補助及び交付金６万３千３百円の増額は教育振興補助金で、中学校部活動の全道大会出場及び各種検定料等に対する補助金の増額で、詳細は説明資料１４ページのとおりです。事業２、奨学費の２０節貸付金５万３千４百円の増額は奨学金貸付金で、新規で貸付決定をした９名の追加による増額で、詳細は説明資料１５ページのとおりです。３２ページから３３ページに移ります。４項社会教育費、２目レ・コード館事業推進費５万６千円の追加です。１０節需用費５万６千円の増額は修繕料で、水道メーターの両脇に接続するバルブ２機の動作不良により、メーター取替工事に支障を生じているため、バルブ２基を交換するもので、詳細は説明資料１６ページのとおりです。６目町民センター費１万２千８百円の追加です。１１節役務費１万２千８百円の増額は手数料で、町民センタ

ーで保管している使用済みの低圧コンデンサー 3 台に係る P C B 分析検査手数料を計上するものです。3 4 ページから 3 5 ページに移ります。5 項保健体育費、2 目体育施設費 8 万 8 千円の追加です。1 1 節役務費 8 万 8 千円の増額は手数料で、スポーツセンターで保管している使用済みの低圧コンデンサー 2 台に係る P C B 分析検査手数料を計上するものです。3 6 ページから 3 7 ページに移ります。6 項 1 目ともに学校給食費、補正額はありますが、本年度から小学校段階への学校給食に係る食材費について、国の財政支援を受けられることとなりましたが、当初予算時には、交付要綱等が確定していなかったため、交付金対象額の 2 分の 1 を交付金、残りを普通交付税で措置されると試算をし予算計上いたしましたが、交付要綱等が確定し、市町村には交付金対象額の全額が交付されることで通知がありましたことから、歳入の道支出金を 5 2 3 万 4 千円増額し、財源内訳を変更したものです。

次に、歳入について説明いたしますので、8 ページから 9 ページをお開き願います。1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 1 0 7 万 6 千円の追加です。1 節社会福祉費国庫負担金 1 0 5 万 4 千円の増額は、過年度分障害者自立支援給付費国庫負担金で、令和 7 年度の給付実績に基づき追加交付を受けるもの。2 節児童福祉費国庫負担金 2 万 2 千円の増額は、施設等利用給付費国庫負担金で、歳出に計上の静内幼稚園利用の児童 1 名に係る給付費に対するものです。2 目衛生費国庫負担金 5 万 1 千円の追加です。1 節保健衛生費国庫負担金 5 万 1 千円の増額は感染症予防事業費等国庫負担金で、ワクチン接種記録のマイナンバー情報連携のため、当初予算に計上した健康管理システムの改修費に対し交付を受けるものです。2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 1 7 7 万 5 千円の追加です。1 節社会福祉費国庫補助金の 1、アイヌ政策推進交付金 1 6 万 8 千円の増額は、歳出に計上のアイヌ文化 P R イベント出展経費に対するもの。2、地域診療情報連携推進費補助金 1 6 0 万 7 千円の増額は、福祉医療費の助成に係る資格確認について、マイナンバー情報と連携するため、当初予算に計上した福祉医療システム改修費に対し交付されるものです。1 5 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金 3 7 万 9 千円の追加です。1 節社会福祉費道負担金 3 6 万 8 千円の増額は、過年度分障害者自立支援給付費道負担金で、令和 7 年度の給付実績に基づき追加交付を受けるもの。2 節児童福祉費道負担金 1 万 1 千円の増額は、施設等利用給付費道負担金で、歳出に計上の静内幼稚園利用の児童 1 名に係る給付費に対するものです。2 項補助金、4 目農林水産業費道補助金 1 6 万 7 千円の追加です。1 節農業費道補助金 1 6 万 7 千円の増額は、歳出に計上の畑地化促進事業支援金に対するものです。6 目教育費道補助金 5 2 3 万 4 千円の追加です。1 節社会教育費道補助金 5 2 3 万 4 千円の増額は、給食費負担軽減交付金で、小学校の学校給食に係る食材費に対して交付されるものです。3 項道委託金、4 目農林水産業費道委託金 1 2 2 万 8 千円の減額です。1 節農業費道委託金 1 2 2 万 8 千円の減額は、道営土地改良事業監督等補助業務委託金で、東泊津地区農道整備事業ほか 1 件について、事業内容の確定に伴い減額するものです。1 8 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目ふるさとづくり基金繰入金

５３４万円の追加です。１節ふるさとづくり基金繰入金５３４万円の増額は、歳出に計上の奨学金貸付金の財源に充当するため繰り入れるものです。４目企業版ふるさと納税基金繰入金３００万円の減額です。１節企業版ふるさと納税基金繰入金３００万円の減額は、優駿浪漫街道サブラッド壁画整備事業の財源として、当初予算に計上しておりましたが、本年度の事業見送りにより減額するものです。１０ページから１１ページに移ります。１９款１項１目ともに繰越金１７０９万３千円の追加は、財源調整として前年度繰越金を財源化するものです。２０款諸収入、３項貸付金元利収入、４目奨学金貸付金元金収入５８万５千円の追加です。１節奨学金貸付金元金収入の１、就学資金貸付金元金収入３０万１千円の増額は、医療職及び福祉職養成修学資金貸付金貸付け者１名から元金償還を受けたもの。２、奨学金貸付金元金収入２８万４千円の増額は、奨学金貸付け者１名から一部繰上償還があったものです。４項５目ともに雑入３２４万５千円の追加です。１節雑入３２４万５千円の増額は、日高中部広域連合前年度精算返還金で、令和７年度の負担金精算に伴い返還されるものです。２１款１項ともに町債、４目農林水産業債１７６０万円の追加につきましては、４ページの地方債補正で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上が、議案第４５号、令和８年度新冠町一般会計補正予算の提案理由でございます。御審議を賜り提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第２７ 議案第４６号

○議長（氏家良美君） 日程第２７、議案第４６号、令和８年度新冠町簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺西建設水道課参事。

○建設水道課参事（寺西訓君） 議案第４６号、令和８年度新冠町簡易水道事業会計補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。

１ページをお開き願います。令和８年度新冠町簡易水道事業会計補正予算。このたびの補正は１回目の補正となります。主な補正理由につきましては、日高自動車道道路工事に伴う水道管移設調査設計業務委託を追加するものです。総則、令和８年度新冠町簡易水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。資本的収入及び支出、第２条、令和８年度新冠町簡易水道事業会計、第４条に定めた資本的収入及び支出は、次のとおり補正するものです。収入、第１款資本的収入、第２項その他資本的収入８１７万３千円を追加し、資本的収入総額５０１９万９千円に、支出、第１款資本的支出、第１項建設改良費８１７万３千円を追加し２７３９万とし、資本的支出総額１億９６５万１千円にするものです。

次に、補正予算明細書で説明いたしますので、９ページをお開き願います。第４条の資

本的支出。資本的支出、第1項1目ともに建設改良費、13節委託料817万3千円の追加。東町地区で、日高自動車道建設工事に伴い、町道東泊津新冠線の交差部で町道にボックスカルバートが建設予定。この建設に伴い、現在町道路肩部に埋設されている水道管が支障となるため、移設が必要とされ、移設のための調査設計業務委託費を計上するものです。

8ページに戻ります。第4条の資本的収入。第1款資本的収入、3項1目ともにその他資本的収入817万3千円の追加。資本的支出での委託料、日高自動車道道路工事に伴う水道管移設調査設計業務委託の補償費です。

以上、議案第46号、令和8年度新冠町簡易水道事業会計補正予算について提案理由を申し上げました。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後1時26分 閉議）